

2005年10月11日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 青 木 雄 二

**企業会計基準公開草案第8号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」  
（平成17年8月30日）及び  
企業会計基準公開草案第11号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針  
（案）」（平成17年8月30日）に対する意見**

前略 いつもお世話になり有り難く御礼申し上げます。

さて、貴委員会平成17年8月30日付け首題の意見募集に対する意見をお送りいたしますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

草々

**企業会計基準公開草案第8号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準（案）」**

1. 株式数の併記

- ・ 基準の第10項で次のように規定されている。

連結株主資本等変動計算書等には、次に掲げる注記事項を開示する。（1）株主資本等変動計算書の注記事項

発行済株式の種類及び総数に関する事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

配当に関する事項

（2）連結株主資本等変動計算書の注記事項

自己株式の種類及び株式数に関する事項

- ・ これに対し、（2）連結株主資本等変動計算書にも 発行済株数の種類及び総数に関する事項を加えても良いのではないか。
- ・ また、次の文言を加えても良いのではないか。
  - なお、上記の（1）及び並びに（2）及びについては各計算書にこれらを記載する欄を設け計算書に併記することも出来る。
- ・ すなわち、種類株式がない等、取引が比較的簡単な場合は、計算書に株数を取引に係る金額と同じ行に記載すると財務諸表利用者にとって理解しやすいものと思われる。

## 企業会計基準公開草案第 11 号「連結株主資本等変動計算書等に関する会計基準の適用指針

### 2. 様式の優先順位

- ・ 第 3 項に様式が二つ記載されている。すなわち( 1 )純資産の各項目を横に並べる様式と、( 2 )純資産の各項目を縦に並べる様式が記載されていて、どちらを優先するかは記載されていない。
- ・ しかし、( 2 )の様式は余程資本取引が単純である状況を除けば、財務諸表利用者にとり大変理解しづらいものである。したがって、次の文言を入れたらどうか。
  - 期中における取引が少ない状況を除けば( 1 )の様式が優先することが望まれる。

### 3. 注記例

- ・ 43 頁の株主資本変動計算書に関する注記は、欄が前期株式数、当期増加株式数、当期減少数、当期株式数となっていて取引の内容を表の注で説明している。しかし、欄を取引毎に記載する様式は状況により非常に分かりやすいものになるので、そのような例も示した方が良いと思われる。ここで言う取引毎とは「A種株式の普通株式への転換」「新株予約権の権利行使による新株の発行」等である。

以上